

平成 27 年度

科学技術人材の育成のコンソーシアムの構築事業
(次世代研究者育成プログラム)

審査要領

文部科学省 科学技術・学術政策局

平成 27 年 3 月

1. 審査体制

有識者等によって構成される科学技術人材育成のコンソーシアムの構築事業委員会（以下「事業委員会」という。）を設置し、審査を付託します。

科学技術人材育成のコンソーシアムの構築事業の審査は、事業委員会各委員による書面審査及び必要に応じて行う面接審査とその後の委員の合議により行います。

選定機関は、文部科学省において事業委員会の審査結果を踏まえ決定します。

2. 審査方法

(1) 書面審査

- ・書面審査は、事業委員会委員（以下「委員」という。）が申請のあった機関から提出された申請書に基づき、後述の「3. 審査の観点」について審査を行い採点します。
- ・委員は審査に必要な場合、追加資料の提出を求めることができます。

(2) 書面審査後の合議審査

- ・書面審査の結果を踏まえ、委員の合議結果に基づき面接審査の対象とする機関を選定します。
- ・書面審査において、委員の合議により面接審査を行う必要はないとされた機関については、面接審査を行うことなく選定候補とすることがあります。

(3) 面接審査

- ・面接審査は、機関が必要に応じてプレゼンテーションを行い、その後質疑応答を行うこととします。
- ・委員は、面接審査に対し、後述の「3. 審査の観点」について審査を行い採点します。

(4) 面接審査後の合議審査

- ・面接審査の結果に基づき、委員が合議を行い、選定候補機関を決定します。
- ・事業委員会は、申請書の内容修正を条件として選定候補機関とすることができることとします。

(5) 選定機関の決定

事業委員会の審査結果を踏まえ文部科学省において決定します。

3. 審査の観点

(1) 本事業の目的とコンソーシアムの構想

① コンソーシアムとしての人材育成策の方針と理念

- ・取組により育成を目指す人材像及び解決すべき課題の設定は的確かつ明確か。
- ・取組を行うことにより、若手研究者等を取り巻く研究環境の改善が見込めるか。

② コンソーシアムの構想

- ・人材育成システムを改革するような計画であるか。
- ・提案されている計画の実現性は高いか。
- ・連携が活きる計画内容であるか。
- ・コンソーシアムにおいて公正な審査を実施し、年俸制、クロスアポイントメント制度等の流動性を妨げない雇用形態を形成するとともに、雇用期間中の業績等について適切に評価を受け、処遇等に反映し、安定的な雇用の確保へと繋がる仕組みを構築しているか。

③ 目標、改善方法

- ・具体的な目標設定をしているか。
- ・補助事業期間終了時の達成目標はもとより、取組の進捗状況を確認・検証し、適切に制度・システムを改善できる方法が設定されているか。

④ 代表機関、共同実施機関のこれまでの取組とコンソーシアム構築の効果

- ・代表機関、共同実施機関の若手研究者育成支援やポストドクターや博士課程（後期）学生の多様なキャリアパスの確保支援のための基盤は整っているか（支援体制、取組実績、効果等）。
- ・コンソーシアムを構築することの効果は明確に示されているか。

⑤ 外部機関^{※1}との連携

- ・提案されている外部機関との連携の実現性は高いか。
- ・外部機関との連携においては、研究者やポストドクター、博士課程（後期）学生の適性に応じたキャリアアップを図るシステムが構築されているか。

※1 外部機関とは、申請機関（代表機関及び共同実施機関）以外の大学、研究機関、民間企業、海外の大学、研究機関、民間企業等を指します。

⑥ 取組の発展性

- ・本事業に選定されていない大学への普及やノウハウの共有が期待される計画となっているか。

(2) 次世代研究者育成プログラムの内容

(次世代研究者の育成)

- ・次世代を担う研究者を育成する上で、実効性が高く、意欲的な計画であるか。
- ・グローバルリーダーとなる研究者へと育成する方針が立てられているか。
- ・次世代を担う研究者を育成するため、自立した研究活動ができる環境を整備し、研究活動に専念させ、キャリアアップを図る取組となっているか。

- ・次世代を担う研究者を育成するために流動性を妨げない雇用形態とするとともに研究業績を適切に評価し、処遇へ反映させる取組となっているか。
- ・次世代を担う研究者を育成するため、必要な国内外の大学や研究機関、企業等との連携を行う計画となっているか。

(イノベーション創出人材の育成)

- ・イノベーション創出人材を育成する上で、実効性が高く、意欲的な計画であるか。
- ・企業等からニーズや提案を積極的に取り入れ、企業等の積極的な参画を促し、協働した計画内容になっているか。
- ・特定の学問分野の専門能力だけでなく、国際的な幅広い視野や企業等の実社会のニーズを踏まえた発想を身につけさせる養成プログラムとなっているか。
- ・ポストドクターや博士課程（後期）学生の多様なキャリアパスの確保を支援する取組となっているか。
- ・大学・研究機関の幹部、指導教員や PI、企業等の幹部、ポストドクターや博士課程（後期）学生の意識改革を促し、新たなキャリアパス開拓や企業等就職者数の拡大に資する効果的な計画となっているか。

(3) 運営協議会の運営体制

- ・コンソーシアムにおける取組を実施するための組織形態を構築し、責任体制を明確化しているか。
- ・公募要領に示された機能を整備・運営するための実効性のある体制となっているか。

(4) 事業実施計画の妥当性・効率性

- ・事業実施計画の資金規模と取組の内容のバランスが取れているか（費用対効果は適切なものといえるか）。
- ・補助事業期間終了後の継続性も考慮し、実現可能な規模・内容となっているか。

(5) 補助事業期間終了後の継続性

- ・補助事業期間終了後についても、コンソーシアムとしての枠組み及び取組の継続性を確保し得る体制（運営協議会）を構築しているか。
- ・補助事業期間終了後も長期的に取組を継続するために、協賛金や拠出金等の自主経費を確保するための具体的な取組を計画しているか。

4. その他

(1) 審査の開示・非開示

- ・ 事業委員会の会議及び会議資料については、非公開とします。
- ・ 選定の途中経過についての問い合わせには応じられません。
- ・ 審査結果については、選定する機関を決定した後、ホームページ等により公表します。
- ・ 委員の氏名については、各年度における審査及び評価が終了した時点で公表します。

(2) 委員の遵守事項

① 利害関係者の排除

- ・ 申請された取組と利害関係がある委員は、事務局にその旨申し出ることとし、当該申請の審査に加わることができないこととします。また、当該申請の採否の議決にも加わらないこととします。

<利害関係の範囲>

- ・ 委員が参加者となっている場合
- ・ 委員と親族関係にあるものが参加者となっている場合
- ・ 委員が実施機関の役員、職員、教員等において専任又は兼任として在職（就任予定を含む。）している場合
- ・ 委員が中立・公正に審査を行うことが難しいと自ら判断する場合

② 秘密保持

- ・ 委員は、審査の過程で知り得た個人情報及び申請機関（代表機関及び共同実施機関）の審査内容に係る情報については、外部に漏洩してはなりません。また、委員として取得した情報（申請書類等の各種資料を含む）は、厳重に管理しなければなりません。